

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成19年8月10日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求又は要求による監査)

第2条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項及び法第243条の2第3項の規定による監査の請求又は要求があるときは、監査委員は、7日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。

(定期監査)

第3条 法第199条第4項の規定による監査を行うときは、監査委員は、その都度期日を指定し、その期日の10日前までに、監査の対象となる機関に通知する。

(行政監査、随時監査、財政援助団体等の監査及び公金の収納等の監査)

第4条 法第199条第2項及び第5項の規定による監査並びに同条第7項及び法第235条の2第2項の規定による監査（広域連合長の要求に係るものを除く。）については、緊急の場合を除くほか、前条の規定を準用する。

(現金出納の検査)

第5条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月28日に行う。ただし、その日が埼玉県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年広域連合条例第1号）第1条第1項に規定する休日に当たるとき、その他やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、変更することができる。

(決算、証書類等の審査)

第6条 法第233条第2項及び法第241条第5項の規定による審査に係る意見書は、審査に付せられた日から50日以内に広域連合長に提出する。

(公表及び告示)

第7条 監査に関する公表及び告示は、埼玉県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年広域連合条例第2号）第2条に規定する掲示場に掲示して行う。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。